

令和元年 6 月

医師各位 様

香南市長 清藤 真司

病後児保育にかかる診療情報提供書の発行について（お願い）

皆様におかれましては、いつも当市の教育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では令和元年 7 月 1 日より開設いたします、「香南市総合子育て支援センター」に併設して 3 名収容の病後児保育施設を整備いたしました。

この病後児保育施設は、看護師 1 名、保育士 1 名が常駐しており、医師の診察結果（診療情報提供書）を基に身体の状態を把握して児童の受け入れを行います。

皆さまには、事業を利用する際に必要となります、診療情報提供書を当該児童が本事業利用可能であると認められる場合に限り、発行していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本事業の対象となる児童の条件は以下の通りです。

【対象となる児童】 次の 3 つの条件をすべて満たす児童

- ① 市内に住所があり、保育所・幼稚園・認定こども園等へ在籍している生後 6 か月から小学校 6 年生までの児童
- ② 病気の回復期で集団保育が困難だが、医師が病後児保育を利用することが可能であると判断した児童
- ③ 保護者が勤務の都合等により、家庭での保育が困難な児童

《病気回復期とは》次に掲げる状態で医師が病後児保育を利用することを認める場合。

- ① かぜ等日常的にかかる疾患の場合は、急性期を経過したとき以降
- ② 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患の場合は、他児に感染する恐れのある感染期を経過したとき以降
- ③ 気管支炎及び喘息等の呼吸器系疾患の場合は、発作が治まったとき以降
- ④ 骨折、熱傷、火傷等の外傷性疾患の場合は、症状が安定したとき以降

問い合わせ先

香南市総合子育て支援センター 「にこなん」 ☎0887-50-5257

香南市教育委員会 こども課 ☎0887-57-7522